

岐阜労働局 発表
平成 30 年 3 月 29 日 (木)

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 佐藤 健治
	主任監察監督官 金丸 裕子
	電話 058-245-8102 FAX 058-248-2339

岐阜県下 7 労働基準監督署に

「労働時間改善指導・援助チーム」を編成します

～新たに「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、労働時間などの相談に対応～

厚生労働省では、4 月 1 日から全国の労働基準監督署に、働く方々の労働条件の確保・改善を目的とした「労働時間改善指導・援助チーム」を編成します。

このチームは 2 つの班で編成されます。「労働時間相談・支援班」では労働基準監督署内に「労働時間相談・支援コーナー」を設置するなどし、主に中小企業の事業主の方に対し、法令に関する知識や労務管理体制についての相談への対応や支援を行います。「調査・指導班」では、任命を受けた労働基準監督官が、長時間労働を是正するための監督指導を行います。

岐阜労働局では、岐阜県内の長時間労働者のいる事業場の割合が、月 80 時間超で 21% (平成 28 年度) (注)であったことから、一層の労働時間の改善などを促し、働き方改革の推進を図っていきます。

【概要】

労働時間相談・支援コーナーを設置 (労働時間相談・支援班)

主に中小企業の事業主の皆さまを対象に、窓口と電話で、以下のような相談を受け付けます。

- 時間外・休日労働協定 (36 協定) を含む労働時間制度全般に関するご相談
- 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入に関するご相談
- 長時間労働の削減に向けた取組に関するご相談
- 労働時間などの設定についての改善に取り組む際に利用可能な助成金のご案内

[受付時間] 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (平日のみ)

労働時間改善指導・援助チーム

労働時間相談・支援班

特に中小規模の事業主の皆さまに対して、上記 ~ などのご相談についてきめ細やかな相談・支援などを行います。

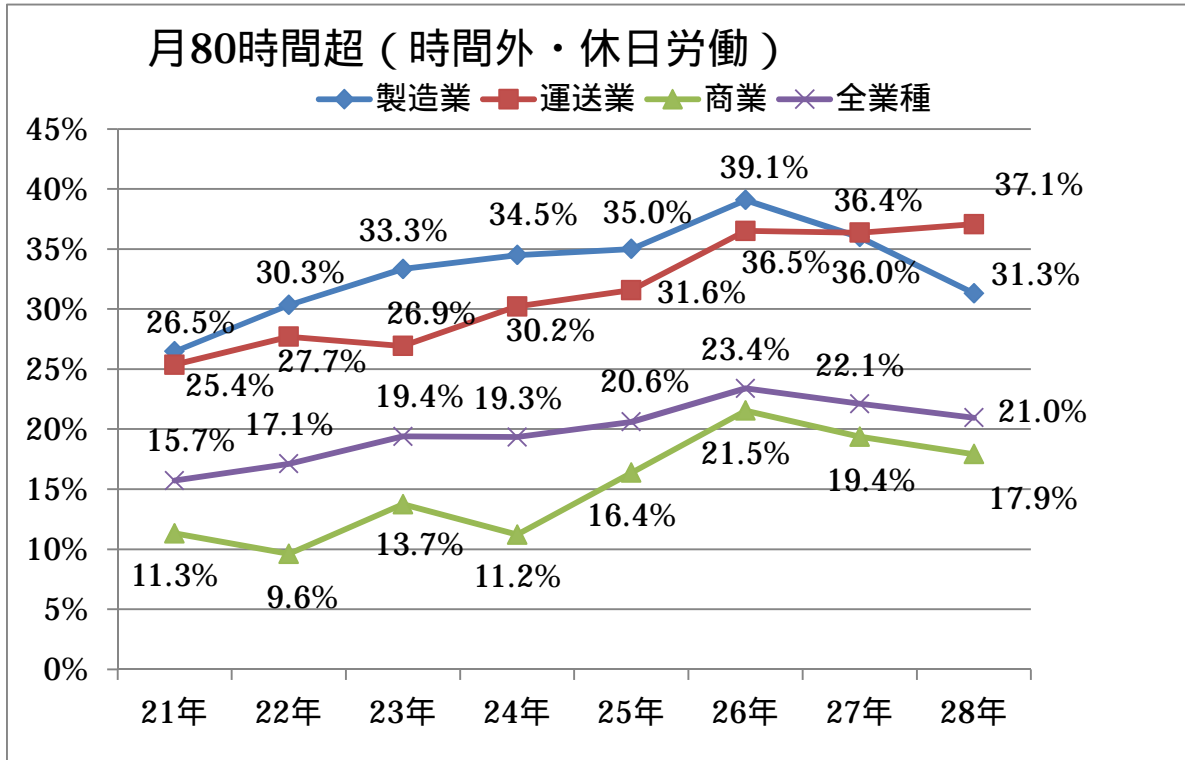
調査・指導班

長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止のため、「労働時間改善特別対策監督官」として任命された労働基準監督官が監督指導を行います。

(別添)リーフレット「『働き方改革』への取り組みを支えるため労働時間相談・支援コーナーを設置します。」

(注)安全衛生管理自主点検結果による。

岐阜県内の建設業は規模 10 人以上、建設業以外の業種は規模 50 人以上の事業場(計 3,404 事業場)を対象として実施し、2,878 事業場から結果を回収したものの(回収率 85%)。



	監督署名	住所	電話番号	管轄地区
労働基準監督署	○岐阜労働基準監督署	〒500-8157 岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎	058-247-2368	岐阜市、羽島市、 各務原市、山県市、 瑞穂市、本巣市、 羽島郡、本巣郡
	○大垣労働基準監督署	〒503-0893 大垣市藤江町1-1-1	0584-78-5184	大垣市、海津市、 不破郡、養老郡、 安八郡、揖斐郡
	○高山労働基準監督署	〒506-0009 高山市花岡町3-6-6	0577-32-1180	高山市、飛騨市、 下呂市、大野郡
	○多治見労働基準監督署	〒507-0037 多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎	0572-22-6381	多治見市、瑞浪市、 土岐市、可児市、 可児郡
	○関労働基準監督署	〒501-3803 関市西本郷通3-1-15	0575-22-3251	関市、美濃市、 美濃加茂市、加茂郡
	○恵那労働基準監督署	〒509-7203 恵那市長島町新家1-3-12 恵那合同庁舎	0573-26-2175	恵那市、中津川市
	○岐阜八幡労働基準監督署	〒501-4235 郡上市郡上八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎	0575-65-2101	郡上市